

板橋区骨粗しょう症予防検診事業実施要綱

(平成 8年 8月 1日	区長決定)
(平成10年 3月31日	一部改正)
(平成11年 3月31日	一部改正)
(平成16年 3月31日	一部改正)
(平成18年 2月24日	一部改正)
(平成20年 3月25日	一部改正)
(平成25年 3月27日	一部改正)
(平成26年 8月14日	一部改正)
(平成31年 3月26日	一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、区民の生活習慣病対策の一環として、骨粗しょう症の早期発見や正しい知識の普及及び啓発を図るため骨粗しょう症予防検診事業の実施について必要な事項を定め、骨粗しょう症予防に関する生活・栄養指導の充実に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 骨粗しょう症予防検診（以下「検診」という。）の対象者は、次のいずれかに該当する者で、検診を希望するものとする。

- (1) 年度末現在満40歳、満45歳、満50歳、満55歳、満60歳、満65歳及び満70歳の女性で東京都板橋区（以下「区」という。）の住民基本台帳に記載されている者
- (2) 年度末現在満40歳、満45歳、満50歳、満55歳、満60歳、満65歳及び満70歳の女性で区長が特に認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の要件のいずれかに該当する者は、検診の対象としないことができる。

- (1) 医師により現に骨粗しょう症と診断され、当該疾病に係る治療を行おうとしている者又は治療を継続している者
- (2) 職域等で、事業主又は保険者が実施する保健サービスであって、この要綱に定める検診に相当するものを受診した者又は受診機会のある者

(受診回数)

第3条 検診を受診できる回数は、1年度につき1回とする。

(検査の内容)

第4条 検診は、次に掲げる内容により実施する。

- (1) 問診、握力測定及び骨密度測定（CXD法もしくはDIP法）
- (2) 検診を受診する者（以下「受診者」という。）への骨粗しょう症に関する情報提供
- (3) 受診結果の説明及び適切な指導

(自己負担金)

第5条 受診者の自己負担金は、1回につき500円とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、自己負担金を徴収しない。

- (1) 年度末現在満70歳の者
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（以下「生活保護受給者」という。）
- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項及び第3項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる支援給付を含む。）を受けている者（以下「支援給付受給者」という。）
- (4) 特別区民税又は市町村民税非課税世帯（同一世帯員すべてが当該年度において特別区民税及び市町村民税が非課税の世帯）に属する者

(受診券の交付)

第6条 受診を希望する者は、あらかじめ区から骨粗しょう症予防検診受診券（以下「受診券」という。）の交付を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、無料での受診を希望する前条第2項各号に該当する者は、あらかじめ区から無料表示のある受診券（以下「無料受診券」という。）の交付を受けなければならない。

(受診方法)

第7条 受診者は、受診する際に受診券を医療機関に提出し、自己負担金を支払い、受診するものとする。

2 無料受診券の交付を受けた者は、受診する際に無料受診券を医療機関に提出し、受診するものとする。

る。

(事業委託契約)

第8条 区は、医師会と委託契約を締結し、検診を実施する。

(記録の保存)

第9条 区及び前条の規定により委託契約を締結した者は、検診の結果票等の関係書類を5年間保存するものとする。

2 受託者は、撮影済X線フィルム、検診の結果票及び磁気ディスク等の記録保存媒体を5年間保存するものとする

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、骨粗しょう症予防対策事業に関する必要な事項については、健康生きがい部長が定める。

付 則

この要綱は、平成8年8月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成26年10月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成31年4月1日から施行する。